

## 第7章 情報通信の確保

### 【基本方針】

#### 【予防対策】

第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

第2節 区民等への情報伝達体制の整備

第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

#### 【応急対策】

第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制  
(警報及び注意報などの第一報)

第2節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)

第3節 広報

第4節 広聴体制

第5節 区民相互の情報連絡等

### 基本方針

区をはじめとする防災関係機関が、災害の発生前後において災害関連情報を迅速かつ正確に取得し、外部に発信することは、区民等の一人ひとりが適切な避難行動や対応を行い、被害や混乱の発生と拡大を抑止する上で極めて重要である。同時に、災害関連情報は各防災関係機関による円滑な応急対策活動の実施を担保する大きな基盤といえる。

デジタル技術の進展を踏まえ、防災DXの推進を前提として、各防災機関間における情報の伝達及び相互共有体制を整備するため、耐災害性を有する通信網の構築及び強化に努めるとともに、区民等に迅速かつ確実に情報を伝達するため、要配慮者等に留意した多様な伝達手段の運用を促進する。また、家族(個人)間の安否確認に資する多様な情報通信手段の普及啓発に努めるなど、住民相互の情報伝達環境の整備を図る。

#### ■区内部の情報連絡、外部機関との情報連絡

防災行政無線(移動系)や災害情報システムの機能拡充、公共安全モバイルの導入に加え、それらを補完する多様な通信手段を配備するなど、区内部及び外部機関との重層的な情報連絡体制を確保する。

#### ■区民等への情報提供、広報活動

防災行政無線(同報無線)による災害情報の伝達に加え、区ホームページの機能強化や、メールサービスの運用、ソーシャルメディアなど情報発信手段の活用等により、区民や旅行者等への情報提供を充実強化する。また、被害状況や避難所の開設状況などの支援情報について、電子地図を活用し、見える化を図り、SNSを効果的に活用しながら、災害情報をきめ細やかに伝える仕組みを構築する。さらに、災害情報システムによる効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を含めた区の広報活

動の迅速化を図る。

#### ■住民相互の情報通信基盤の確保

通信事業者による安否確認手段の確保等により、住民相互の情報伝達手段を充実するなど、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、平常時から安否確認サービスの利用経験を促進する。

---

## 予防対策

### 第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

(区総務部)

災害関連情報を迅速かつ的確に伝達及び把握することは、区をはじめとする防災関係機関による適切な災害応急対策活動の実施が必須条件である。固定電話や携帯電話を中心とした公衆通信回線は、平常時及び災害時とも有効な通信連絡手段であるが、大震災のように広域的な大災害の発生による公衆通信回線の不通に備え、防災行政無線（同報無線及び移動系）など耐災害性が確保された通信網を整備しておくものとする。

区は、江東区防災センターの建設に合わせて防災行政無線用設備をデジタル化し、平成18年度より運用を開始している。防災行政無線（移動系）は260MHz帯移動通信システムを導入し、各局相互の音声通信、FAX通信のほか、区役所内線電話接続、メール通信等が可能であり、併せて導入した江東区災害情報システムと連携した迅速なデータ集計処理を可能としている。

#### 1. 情報連絡系統

##### (1) 区内部の情報通信連絡系統

区内部の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な体制を確保できるよう、災害時優先電話の確保と防災行政無線（移動系）の拡充を図るとともに、公共安全モバイルなど新たな通信手段の導入による多層化・多様化を図る。

なお、系統図は資料編その1 P. 資1-91 I-22-1「災害時における予・警報等連絡系統図」とおりである。

##### (2) 都区間の情報通信連絡系統

都区間の情報連絡は、災害時優先電話や東京都防災行政無線による音声・FAX・テレビ会議システム・東京都災害情報システム(DIS)等を使用する(資料編その1 P. 資1-8 I-4「水防関係機関等連絡先一覧表」及び風水害編第2部 第1章 第1節 3.「東京都水防災総合情報システム」参照)。

##### (3) 区内防災関係機関との情報通信連絡系統

区内防災関係機関との情報通信連絡は、災害時優先電話を活用する。また、公衆通信回線の不通時は防災行政無線（移動系）を使用するものとするが、当該設備を補完する新たな通信手段による多層化・多様化を図っていく。

##### (4) 気象警報等の情報通信系統

Jアラートによる情報や東京都防災行政無線による通報のほか、テレビ、ラジオ、インタ

第1部

第2部

震  
災  
編

第3部

第4部

第1部

風  
水  
害  
編

第2部

第3部

ーネット等、多様な手段で情報を取得する体制を確保する。

なお、気象警報、通信指示系統図は、資料編その1 P.資1-92 I-22-2 「気象警報・通報指示系統図」のとおりである。

#### (5) 災害協力隊との情報通信連絡系統

区から災害協力隊への情報伝達は、一斉情報配信メールを活用する。災害協力隊からの被害状況等の情報伝達は、発災直後は災害情報連絡員を通じて行い、災害が沈静化し、被害の全容がおおむね明らかになった時点では各出張所・豊洲特別出張所を通じて行うことを基本とする。

なお、通報系統図は、資料編その1 P.資1-93 I-23 「総務部情報通信班に対する被害状況通報系統図」のとおりである。

#### (6) 電力途絶（計画停電を含む）に対する措置

区防災センターの無線基地局は、無停電電源装置（UPS）の配備に加え自家用発電設備による電源供給を可能としており、7日分の燃料を備蓄している。防災行政無線（同報無線及び移動系）には蓄電池を備えるとともに、区立小・中学校等及び出張所には発電機を備蓄している。

## 2. 通信連絡態勢の確立

### (1) 区本部の通信連絡態勢

区及び各防災関係機関は、情報の錯綜を避けるため窓口を統一し、情報の収集及び伝達を一元化する。

#### ① 区の統一窓口

- ア. 災害対策本部設置前：総務部危機管理室危機管理課、災害情報連絡員
- イ. 災害対策本部設置後：総務部危機管理室情報通信班、災害情報連絡員
- ウ. 警戒勤務従事職員（休日、夜間 宿日直）

#### ② 区本部設置後は、各情報通信手段を平常業務のため使用することを制限する。

### (2) 通信連絡事務従事者の指名

区災害対策本部及び各防災関係機関は、情報の収集及び伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者をあらかじめ選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。

### 3. 受発信用箋の様式

江東区災害対策本部運営要綱(資料編その2 P.資 2-19 I-6 「江東区災害対策本部運営要綱」 参照)。

## 第2節 区民等への情報伝達体制の整備

(区総務部)

災害時において区民等の安全を確保するため、区が区民等へ災害関連情報を迅速かつ確実に伝達することは極めて重要である。緊急性の高い情報については特に迅速性が求められるため、各種情報伝達設備とJアラートを連動させるなど、情報伝達手段の多重化・多様化に努めていく。外国籍区民に対しては、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。

また、災害時における情報伝達の実効性を高めるため、国及び都と連携し、情報伝達に関する訓練等を継続的に実施する。

### 1. 防災行政無線設備の整備

#### (1) 無線の現状

江東区防災センターの建設に合わせて、防災行政無線(同報無線)設備をデジタル化し、平成18年度より運用を開始し、さらに都市化に伴う難聴対策にも取り組んでいる。

防災行政無線(同報無線)は、設備の運用確認のため、毎夕方にチャイム音による試験放送を行っている。

平成23年度よりJアラートを活用した防災行政無線(同報無線)の自動起動の運用を開始し、平成25年度には国民保護情報、平成26年度には気象特別警報と対象の拡大を図った。

(資料編その1 P.資 1-86 I-21-1~I-21-2「拡声受信装置設置場所一覧表」「防災行政無線拡声子局設置場所図」、資料編その2 P.資 2-28 I-9「江東区防災行政用無線局管理運用規程」、P.資 2-30 I-10「江東区デジタル防災行政用無線局(移動系)運用細則」 参照)

平成23年度に登録制のメール配信サービスである安全安心メールに防災関連情報と防災行政無線の放送内容の2項目を追加し、各種気象警報等の自動連携による情報配信をはじめ、緊急情報の配信を行っている。

また平成30年度より、安全安心メールの防災関連情報を防災関連X(旧Twitter)に自動連携での投稿を開始した。

さらに、安全安心メールの防災関連情報及び防災行政無線の放送内容は、区ホームページ、CATV(データ放送)、防災ポータル、防災アプリで自動連携表示がされ、閲覧可能となっている。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

防災行政無線（移動系）は260MHz帯移動通信システム各局相互の音声通信、FAX通信のほか、区役所内線電話接続、メール通信等が可能であり、併せて導入した災害情報システムと連携した迅速なデータ集計処理を可能としている。防災行政無線（同報無線）は、拡声受信装置（屋外スピーカー）を通しての区内一斉放送のほか、防災センター内の基地局に対し音声通信及び静止画像等のデータ伝送を可能としている。

なお、都区間の連絡は東京都防災行政無線（多重系）等を活用する。（資料編その1 P. 資1-85 I-20 「無線等系統図」 参照）

## （2）訓練の実施

### 第1 江東区防災行政無線等

- ① 移動系一斉通報訓練：年2回
- ② 移動系個別交信訓練：年1回
- ③ 移動系重点交信訓練：年1回

※防災行政無線（同報無線）の訓練は、総務省消防庁による全国一斉情報伝達試験や選挙放送など、必要に応じ不定期に実施。

### 第2 東京都防災行政無線

都の定める訓練計画による。

## （3）民間通信・放送事業者との連携

テレビ・ラジオ等、区以外の主体による区民への情報伝達と、区が主体となる情報伝達を組み合わせ、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、携帯電話事業者3社の緊急速報メール等の導入や東京ベイネットワーク（CATV）・レインボータウンFM（コミュニティFMラジオ放送局）と災害時放送協定を締結している。（「災害時等における放送要請に関する協定」平成16年8月2日締結）

## （4）電力途絶に対する措置

災害時の応急対策活動拠点となる区の重要施設（出張所、区立小・中学校等）の無線設備については、停電時対策として発電機を整備している。また、防災行政無線（同報無線及び移動系）には蓄電池を完備しており、計画停電を含む電力途絶時にも使用可能である。

## 2. 災害情報の収集・伝達体制の構築

### （1）災害警報の伝達

区長は、災害対策基本法第56条の規定に基づき、災害に関する予報・警報の通知に係る事項を区民、防災関係機関及びその他関係のある公私の団体に伝達する。

## (2) 災害情報の収集及び伝達

## 第1 情報収集

- ① 区は、災害応急対策の第一次実施機関として、災害情報の収集窓口を設け、平常時から区民及び関係機関に周知しておく。
- ② 気象庁による気象予警報(警報・注意報等)については、Jアラート、都無線及びN T T ( F A X ) により通報を受けるほか、テレビ、ラジオ等を利用する。
- ③ 区は、次の事項を重点的に収集する。
  - ア. 異常現象の発生内容
  - イ. 災害発生の原因及び経過
  - ウ. 区内の被害状況
  - エ. 区が実施した措置状況
  - オ. 各機関の対応状況

収集した災害情報は、区、警察署及び消防署の三者をはじめ、防災関係機関と共同して検討し、内容の正確を期するよう努めるものとする。

## 第2 情報伝達

災害状況の情報伝達は、特に迅速、正確を期すものとし、固定電話、無線電話、防災行政無線及び各機関の連絡員(伝令)等により行い、関係機関及び民間団体の協力を得るようあらかじめ依頼しておく。

区民に対する伝達は防災行政無線(同報無線)を主とし、緊急速報メール、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、防災関連X(旧 Twitter)、facebook、LINE、区ホームページ、Yahoo!防災速報、CATV、コミュニティFM、公用車、災害協力隊及び災害情報連絡員等あらゆる手段の活用を図るほか、新たな通信手段による多層化・多様化を図る。

## 【区民に伝達する主な緊急情報と手段】

情報の種別	伝達手段		
	防災行政無線(同報無線)	緊急速報メール	安全安心メール
避難情報	高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	同左	同左
震度情報	震度5強以上 ※区役所震度計観測震度	×	震度4以上 ※区内観測震度
緊急地震速報	震度5強以上	震度4以上 ※気象庁から配信	×
津波情報	大津波警報	津波警報 大津波警報 ※気象庁から配信	津波注意報 津波警報 大津波警報
気象情報	特別警報	×	気象警報、特別警報

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

### 第3 災害情報連絡員の配備

災害時における地域の情報収集及び区民、災害協力隊等への情報伝達に当たるため、指定した拠点避難所（区立小・中学校等）に災害情報連絡員を配備する。また、通信機器等の取扱いに習熟する目的で定期的に通信訓練を行う。

### 第4 都に対する報告

区は、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、被害状況、災害救助法適用の要否、その他必要な事項を、原則的には東京都災害情報システム（DIS）にて都へ報告する。システム障害等により入力不可能な場合は、無線電話、無線FAXなどを使用し都へ報告する。

### 第5 警戒勤務従事職員（休日、夜間宿日直）

警戒勤務従事職員は、気象、地象、水象に関する情報及び風水害、地震、火災情報等を受信したときは、必要と判断した場合、災害対策を所管する課長及び警戒勤務主管課長（危機管理課長）に連絡し、その指示に従う。

## 第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

（区総務部）

区民等が相互に安否確認が取れる環境の整備及び手段の周知を行う。また、個人が能動的に情報を入手できる環境を整備する。

- 区民が日頃から、安否確認など災害時の行動を家族とよく相談するよう、また、区民が事前にその方法を熟知するよう、周知啓発に努める。
- 防災関係機関等から区民や帰宅困難者に対する情報提供と、個人による情報取得のため、避難所や一時滞在施設等における公衆無線LANの整備等、通信環境の強化を検討する。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

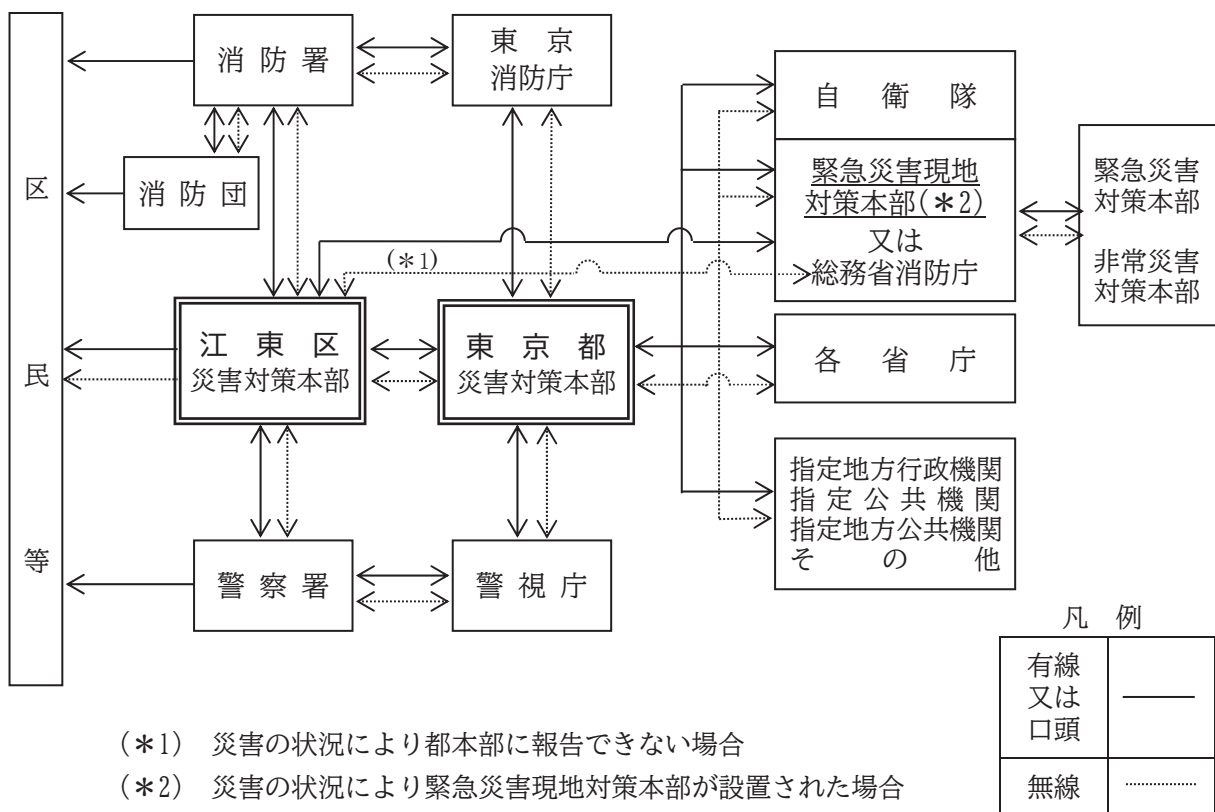
応急対策

第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

（区政策経営部・総務部）

災害原因に関する以下のような重要な情報について、気象庁、都、区各部その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに区民等へ周知するとともに、関係のある区各部、都、防災関係機関等に通報する。

- 災害が発生するおそれのある異常な現象についての情報
- 災害原因に関する重要な情報
- 大津波警報及び津波警報についての情報



- 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官、若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、災害協力隊及び一般区民等に周知する。

第1部	
第2部	震災編
第3部	
第4部	
第1部	風水害編
第2部	
第3部	

<放送の活用>

- 災害時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。  
なお、避難指示等に関する情報は、東京都災害情報システム（D I S）への入力により、「災害情報共有システム（Lアラート）」を経由して各放送事業者等に提供する。

**第2節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）**

（区総務部）

東京都災害情報システム（D I S）のほか、専用電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。

**1. 被害状況等の報告**

（1）区総務部に対する報告

- ① 区総務部に対する報告事項及び報告主管部は下表のとおりとし、様式は資料編 その1P. 資1-151 I-44 「被害状況等の報告に関する様式」のとおりとする。

報告事項	区分	報告項目	主管部	報告区分		
				発生報告	中間報告	決定報告
気象状況		気象情報	総務部(土木部)	○		
		水象情報	土木部	○		
被害状況報告		人・家屋被害	区民部	○	○	○
		商工業被害	地域振興部		○	○
		公共土木施設被害	土木部	○	○	○
		氾濫河川(海岸)被害	土木部	○	○	○
		教育施設被害	教育委員会 事務局		○	○
		区有財産被害	総務部	○	○	○
措置状況報告		その他被害	関係部	○	○	○
		職員動員数	関係部	○	○	○
		水防活動	土木部	○	○	○
		避難収容状況	生活支援部	○	○	○
		救助物資等給与状況	総務部		○	○
		物資経理状況	総務部	○	○	○
	その他	関係部	○	○	○	

- ② 報告の内容により、発生報告、中間報告、決定報告に区分する。

## 第1 発生報告

被害の大小にかかわらず、次の項目を報告する。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時及び場所
- ③ 被害の概況

## 第2 中間報告

被害の全容がおおむね明らかになってから、取りまとめて毎日午前 11 時までに報告する。

## 第3 決定報告

被害状況が確定したときは、取りまとめて確定報告する。

### (2) 都に対する報告

区総務部は、「(1) 区総務部に対する報告」により被害状況を取りまとめて、次の要領により報告する。

- ① 報告の種類、提出期限等は次の表のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4 月 20 日	災害総括

- ② 報告の方法は原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する）。
- ③ 「災害年報」は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

### (3) 報告の要領 ※総務省消防庁の「災害報告取扱要領」に準ずる。

#### 第1 人的被害

人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。

- ① 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
- ② 災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- ③ 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- ④ 重傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- ⑤ 軽傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治癒できる見込みのものとする。

## 第2 住家の被害

- ① 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- ② 全壊とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- ③ 半壊とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- ④ 一部破損とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- ⑤ 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- ⑥ 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

## 第3 非住家の被害

- ① 非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- ② 公共建物とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。

- ③ その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- ④ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。

#### 第4 その他

- ① 田流失、埋没とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- ② 田の冠水とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ③ 畑の流失、埋没及び畑の冠水については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- ④ 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- ⑤ 道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- ⑥ 橋梁とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- ⑦ 河川とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ⑧ 港湾とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- ⑨ 砂防とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- ⑩ 清掃施設とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- ⑪ 鉄道不通とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
- ⑫ 被害船舶とは、櫓のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ⑬ 電話とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- ⑭ 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- ⑮ 水道とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- ⑯ ガスとは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- ⑰ ブロック塀とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ⑱ り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- ⑲ り災者とは、り災世帯の構成員とする。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

## 第5 火災発生件数

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 第6 被害金額

- ① 公立文教施設とは、公立の文教施設とする。
- ② 農林水産業施設とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ③ 公共土木施設とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- ④ その他の公共施設とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- ⑤ 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
- ⑥ 公共施設被害市町村とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- ⑦ 農産被害とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- ⑧ 林産被害とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- ⑨ 畜産被害とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- ⑩ 水産被害とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- ⑪ 商工被害とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 第7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生日月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 2. 区総務部に対する応急措置状況報告

### (1) 報告事項

既にとった措置について、項目、日時、場所、活動人員、使用器材等を明確にして報告する。

## （2）報告区分

### 第1 発生報告

区の各部は、災害応急対策活動を実施の都度報告する。

### 第2 中間報告

災害応急対策活動を実施している間、各実施機関は毎日午前11時までに前日分について取りまとめて報告する。

### 第3 決裁報告

災害応急対策活動が完了した後、各実施機関は文書により取りまとめて報告する。

## （3）災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく救助措置及び救助報告は、別に定める様式に基づき各主管部が報告する。（資料編その1 P.資1-161 I-45「災害救助法に基づく救助措置及び救助報告主管部」、資料編その2 P.資2-49 I-13-1～I-13-3「災害救助法（抄）」「災害救助法施行令（抄）」参照）

## 3. 災害地調査要領

### （1）特命調査班の編成

災害現地の実態を把握し、区の災害応急対策活動の円滑化を図るため必要に応じ、特命調査班を編成する。ただし、班及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜編成する。

### （2）特命調査班の任務

特命調査班は区長（区本部長）の特命により出動し、現地の状況を調査する。

### （3）調査事項

特別調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 災害原因
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害現地住民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動上の障害

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

## 第3節 広報

(区政策経営部・総務部)

### 1. 災害広報体制

災害応急対策活動状況、区その他関係機関の措置状況、区民に対する協力要望等を広報し、諸活動の円滑な実施を目的とし、併せて区民の災害に対する不安を払拭するため、区本部は広報体制を確立する。

### 2. 区民への広報

#### (1) 広報要領

災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は、災害情報の情報伝達（P. 183）と同様に、防災行政無線（同報無線）をはじめ、様々な方法で、情勢に適した効果的な広報活動を展開するものとする。

本部設置後は、総務部情報通信班と協力して、政策経営部広報班が実施するものとする。なお、災害が終息したときは、適切な広報媒体を用いて、必要な広報活動を行う。

#### (2) 広報内容

- ① 災害応急対策活動状況及び今後の見通し
- ② 避難指示等の発令状況
- ③ 被害状況、関係機関の諸活動(救助、消防、整備、水防等)
- ④ 事故防止、防疫についての注意(二次災害、出火防止・余震の注意喚起等)
- ⑤ 交通運輸の状況
- ⑥ 不安の払しょくや誤情報の流布防止に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

#### (3) 方法

- ① 各種広報資機（器）材を活用し、かつ各関係機関、民間団体の協力を得て実施する。
- ② 広報時期及び内容の選択に注意し、関係機関との相互連絡を密にする。
- ③ C A T V放送局及びコミュニティFMラジオ局に対し、協定に基づく放送要請を行う。
- ④ 区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、各種SNS及びYahoo！防災速報等により直接、情報の提供を行う。

### 3. 報道機関への発表

災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は政策経営部長が事項の軽重、緊急性等を検討した上で記者への口頭説明又は各社への電話連絡（あらかじめ作成して文書を読み上げる）、FAX、メール等によって報道機関へ発表する

ものとする。

#### 4. 広報写真等の作成

災害時における被害地の状況を写真や映像で記録し、復旧対策、広報活動の資料等として活用する。

### 第4節 広聴体制

(区政策経営部)

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなど、被災者のための相談所を開設し、被災者の要望事項や苦情を聴取することにより、混乱を防止し、その解決を図る。

### 第5節 区民相互の情報連絡等

(区政策経営部・総務部・区民部)

区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行うとともに、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報を提供する。

区民等は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

また、区は警察・消防・医療機関等の関係機関と連携して、区民の安否情報の迅速な収集に努めるとともに、被災者(区民)の親族等の自然人又は被災者の勤務先企業や被災者の在籍する学校などの教育機関その他団体からの安否情報の照会に対し、適切に情報提供する。

なお、安否情報の収集及び回答に当たっては、災害対策基本法(第86条の15)、同法施行規則(第8条の3)等を踏まえるとともに、個人情報保護法等との整合に留意する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

